

前金払の実施についての要綱

昭和46年1月1日実施
昭和50年4月16日改正
昭和59年10月1日改正
平成10年4月1日改正
平成13年7月2日改正
平成14年4月1日改正
平成19年9月27日改正
平成20年12月8日改正
平成21年4月1日改正
平成22年5月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和3年8月23日改正
令和7年4月1日改正

(前金払の実施範囲)

- 1 新潟市が発注する建設工事又は建設工事に係る設計、調査又は測量（以下「工事委託等」という。）のうち、次の各号に掲げる要件に該当する場合に適用するものとする。
 - (1) 設計金額1件400万円を超える建設工事
 - (2) 設計金額1件200万円を超える工事委託等
- 2 地方自治法施行令附則第7条、地方自治法施行規則附則第3条及び新潟市契約規則の規定による工事請負契約約款第36条及び業務委託契約条項第35条の規定に基づき実施する。
- 3 前払金の額は、建設工事においては請負金額の10分の4以内とし、工事委託等においては委託料の10分の3以内とする。ただし、10万円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 歳計現金の保有及び特定財源の収入状況によって又は低入札価格調査の対象となった場合は、前払金を制限し、又は支払いしないことがある。
- 5 請負契約額の変更等
 - (1) 前金払をした後に、設計変更その他の事由により、請負金額又は委託料（以下「契約金額」という。）を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額から10分の2以上増額した場合においては、変更後の契約金額について3の規定により計算した前払金の支払い限度額から既に支払った前払金の額を控除して得た額の範囲内で追加払いすることができる。
 - (2) 前金払をした後に、設計変更その他の事由により、契約金額が著しく減額した場合においては、既に支払った前払金の額が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えると

きは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達した場合で、これを返還させることが著しく不適当であると認めるときは受注者との協議により返還させる額を定めるものとする。

ア 減額した請負金額の10分の5

イ 減額した委託料の10分の4

6 繼続費等の取扱い

継続費等の前払金は、3の規定にかかわらず、建設工事においては当該年度割の予算額の10分の4以内、工事委託等においては当該年度割の予算額の10分の3以内とすることができる。

附 則

この改正要綱は、昭和59年10月1日以降契約を締結した請負工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行し、1のただし書きについては、平成20年11月11日以降公告、指名の入札対象及び随意契約した請負工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、3及び6については、平成21年4月1日以降に契約を締結した請負工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行し、1の(2)については、施行日以前に契約を締結した工事委託等についても適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に前金払をした場合であっても、施行日以後の変更契約により、変更後の契約金額が当初の契約金額から10分の2以上増額した場合に限り、改正後の第5項第1号の規定を適用する。

3 施行日前に前金払をした場合であっても、施行日以後の契約変更により、既に支払った前払金の額が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えたときに限り、改正後の第5項第2号の

規定を適用する。

- (1) 減額した請負金額の 10 分の 5
- (2) 減額した委託料の 10 分の 4

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 23 日から施行し、附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に入札公告及び指名通知等を行った工事委託等については、なお従前の例による。